

新型コロナウイルス関連支援等情報一覧

作成時時点の情報を掲載しています。最新情報は市ホームページをご確認ください。



(個人向け)

給付金・助成金等	1
貸付に関するもの	3
支払いの猶予・減免するもの	4
相談窓口	5

(事業者向け)

貸付・助成金・支援金・給付金	7
相談窓口	9

(総合情報)

対応期間を延長するもの	10
郵送・電話等の対応が可能となったもの	11
お知らせ (縮小しているもの)	14
注意喚起	14

枚方市

令和2年4月20日作成 (令和3年4月21日更新)

新型コロナウイルス関連支援等情報一覧（個人向け）

● 給付金・助成金等

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
枚方市新型コロナウイルス感染症死亡弔慰金	新型コロナウイルス感染症により死亡した市民(死亡当時本市の区域に住所を有していた者に限る)の遺族	新型コロナウイルス感染症により死亡した市民一人につき 10 万円をその遺族に対して支給する。 遺族の範囲 死亡者の死亡当時における配偶者(事実婚含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。	危機管理室 TEL：841-1270 FAX：841-3092
国民健康保険被保険者への傷病手当金	会社等に雇われている国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった人	労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、直近 3 カ月の給与等の平均日額の 3 分の 2（一部支払いがある場合はその差額分）を給付。事業所・医療機関からの証明書が必要。	国民健康保険室 （給付担当） TEL：841-1403 FAX：841-3716
後期高齢者医療被保険者への傷病手当金	会社等に雇われている後期高齢者医療被保険者で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった人	労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、直近 3 カ月の給与等の平均日額の 3 分の 2（一部支払いがある場合はその差額分）を給付。事業所・医療機関からの証明書が必要。	国民健康保険室 （後期高齢者医療担当） TEL：841-1334 FAX：846-2273
ひとり親等のための休業手当金	休業等により所得が減少したひとり親	新型コロナウイルス感染症の影響により、保育サービスや小学校等の施設閉鎖に伴い、子どもの保育のため休業を余儀なくされたひとり親等の所得支援として 1 日あたり上限 4,600 円を支給。	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039 医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039
子育て世帯への臨時特別給付金	令和 2 年 4 月分の児童手当の受給者	新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、令和 2 年 4 月分の児童手当の受給者に対し、対象児童一人につき 1 万円を支給。令和元年中の所得更正により、本則給付に変更となる場合等を除き支給済。	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039
ひとり親等世帯への特別給付金（市）	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者（生活保護世帯を除く）	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者の世帯に属する 18 歳以下の子ども 1 人あたり 5 万円。ただし、平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの子どもは 1 人あたり 10 万円給付。 申請の必要なし。令和 2 年 6 月 1 日以前に生活保護廃止となる場合等を除き支給済。	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039 医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039
ひとり親世帯臨時特別給付金（国）	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方	1. 基本給付 ①令和 2 年 6 月分の児童扶養手当が支給された方 ②公的年金等を受給しており、令和 2 年 6 月 1 日時点における枚方市ひとり親家庭の医療費の助成を受けることができる方で、令和 2 年 6 月分の児童扶養手当が公的年金受給等により全部停止または支給を受けていない方（※） ※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているだけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の支給が全部停止されたと推測される方も対象。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方。	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039 医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039

		給付額 1 世帯 5 万円、第 2 子以降 1 人につき 3 万円 2. 追加給付 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方。基本給付の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 給付額 1 世帯 5 万円 1. ①は令和元年中の所得更正により全部支給停止でなくなる等の場合を除き支給済。1. ②、③及び 2. の申請は令和 3 年 2 月 28 日まで。	
ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）（国）	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方	対象者はひとり親世帯臨時特別給付金（国）1. を参照。 ※ 1. ③については令和 2 年 12 月 11 日時点では基本給付（国の 2 次補正分）の申請を行ってなくても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。申請は令和 3 年 2 月 28 日まで。	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039 医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039
住居確保給付金	離職・廃業から 2 年以内または休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況にある方	離職等により経済的に困窮している方で、収入、資産等の要件に該当する場合に、原則 3 か月（最長 9 か月（令和 2 年度中に新規申請した方は最長 1 2 か月）の家賃相当額を枚方市から家主さんに支給。収入要件（月額）：単身 122,000 円以下、2 人世帯 176,000 円以下。その他財産要件等もあり。支給額（家賃月額共益費・管理費は対象外）：単身 38,000 円、2 人世帯 46,000 円	福祉事務所 健康福祉総合相談担当 TEL：841-1401 FAX：841-5711
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（国）	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案したもの。 ①令和 3 年 4 月分の児童扶養手当が支給された方 ②公的年金等を受給しており、令和 3 年 4 月 1 日時点における、枚方市ひとり親家庭の医療費助成を受けることのできる方で、令和 3 年 4 月分の児童扶養手当が公的年金受給等により全部停止または支給を受けていない方 ※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているだけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和 3 年 4 月分の児童扶養手当の支給が全部停止されたと推測される方も対象。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方。 給付額 児童 1 人につき 5 万円 ① は申請不要。令和 3 年 4 月 30 日支給予定。 ② ③の申請は令和 4 年 2 月 28 日まで。	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039 医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039
特定不妊治療費用補助金交付事業	特定不妊治療費用補助金交付申請で令和 2 年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により治療を延期、または所得が大幅に減少したご夫婦	(1)年齢要件の緩和 ①令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 42 歳のときは、妻の年齢が 44 歳に到達する日の前日まで補助の対象。 ②初回申請時の治療開始日の妻の年齢が令和 2 年 3 月 31 日時点で 39 歳のときは、41 歳未満まで通算補助回数を 6 回とする。 (2) 所得要件の緩和 ①令和 2 年に所得が急変し夫婦合算の所得が 730 万円未満となる見込みの場合は、補助の対象。	保健予防課 TEL：807-7625 FAX：845-0685

		②治療の延期により、申請が令和2年6月以降となった場合に、平成30年の所得が730万円未満で、令和元年の所得が730万円以上のときは、平成30年の所得をもって補助の対象とする。	
在宅療養者への支援事業 ・配食サービス事業	新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者、並びに保健所が特定した健康観察を行う濃厚接触者等	新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者、並びに保健所が特定した健康観察を行う濃厚接触者等に対し、療養・健康観察期間中に食事を自宅に届ける。 配 食：朝・昼・夕の3食を1セット 利用料：無料	福祉事務所 健康福祉総合相談担当 TEL：841-1401 FAX：841-5711 保健予防課 TEL：807-7625 FAX：845-0685
在宅療養者への支援事業 ・必需品支援事業	新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者、並びに保健所が特定した健康観察を行う濃厚接触者等	新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者、並びに保健所が特定した健康観察を行う濃厚接触者に対し、療養・健康観察期間中に必要な衛生用品等を提供する。なお、1世帯につき1回限り 内容：マスク・消毒薬・手洗い用液体せっけん	福祉事務所 健康福祉総合相談担当 TEL：841-1401 FAX：841-5711 保健予防課 TEL：807-7625 FAX：845-0685
就学援助制度	小中学校就学援助制度の申請者	新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減収したことにより、就学が困難になる児童生徒の保護者に対して、特別な事情として、給与証明等で確認を行うことにより、就学援助を行う。 ※令和2年度で終了	教育支援室 (学校支援担当) TEL：050-7105-8043 FAX：851-2187
就学援助認定世帯への特別給付金	就学援助認定世帯	就学援助の認定を受けた世帯に属する、児童・生徒1人あたり5万円を給付。(申請の必要なし) ※令和2年度で終了	教育支援室 (学校支援担当) TEL：050-7105-8043 FAX：851-2187
就学援助認定世帯への臨時休業中における昼食費	就学援助認定世帯	国の緊急事態宣言を受けたことに伴う臨時休業期間中の自宅での昼食代を就学援助認定世帯の保護者に支給する。 ※令和2年度で終了	教育支援室 (学校支援担当) TEL：050-7105-8043 FAX：851-2187

● 貸付に関するもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還金の支払い猶予	ひとり親家庭・寡婦	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所、学校等の臨時休業・勤務先の休業により一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合に生活資金の貸付が可能となる場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合、支払いを猶予することができます。	子どもの育ち見守りセンター TEL：050-7102-3227 FAX：846-7952
緊急小口資金（主に休業された方向け）	新型コロナウイルスの影響を受け休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付。貸付上限額は、学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内、その他の場合は10万円以内。無利子、保証人不要、償還期限は2年以内。令和4年3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について、引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、返済の開始時期を令和4年3月末まで延長。	枚方市社会福祉協議会 TEL：807-3017 FAX：845-1897

総合支援資金（主に失業された方等向け）	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付。貸付上限額（月額）は、単身 15 万円以内、2 人以上 20 万円以内。で貸付期間は 3 か月以内。無利子、保証人不要、償還期限は 10 年以内。令和 4 年 3 月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、返済の開始時期を令和 4 年 3 月末まで延長。注）原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。	枚方市社会福祉協議会 TEL：807-3017 FAX：845-1897
---------------------	---	--	--

● 支払いの猶予・減免するもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
国民年金保険料の免除	令和 2 年 2 月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により、業務が失われたなどにより収入が減少した国民年金第 1 号被保険者	令和 2 年 2 月以降の所得見込み額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる場合に、令和 2 年 2 月分以降令和 3 年 6 月分までの保険料が免除される場合があります。	年金児童手当課 TEL：841-1407 FAX：841-3039
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の減免	世帯の主たる生計維持者の方が以下に該当する被保険者 ①新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤な傷病を負われた場合 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年の 3 割以上減少する見込み	令和 3 年度分の保険料及び令和 2 年度末に資格を取得したこと等により令和 3 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来する令和 2 年度相当分の保険料のうち令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに納期限が設定されている保険料について、申請に基づき減免を行います。	（国民健康保険） 国民健康保険室 （国民健康保険担当） TEL：072-841-1403 FAX：072-841-3716 （後期高齢者医療） 国民健康保険担当 （後期高齢者医療担当）
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の徴収猶予	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合	納付することができない金額を限度として、徴収（納付）が最長 6 か月間（後期高齢者医療保険料は最長 1 年間）猶予されることがあります。	TEL：072-841-1334 FAX：072-846-2273 （介護保険） 地域健康福祉室 （長寿・介護保険担当）
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の一部負担金（利用者負担）の減免	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により支払いが困難な場合	収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合に一部負担金（利用者負担）が減額もしくは免除されることがあります。	TEL：072-841-1460 FAX：072-844-0315
障害福祉サービス利用者負担の減免	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、障害福祉サービスの利用料の支払いが困難な場合	収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合に利用料が免除されることがあります。	福祉事務所 障害福祉担当 TEL：072-841-1457 FAX：072-841-5123
ファミリーサポートセンター事業利用料の補助	新型コロナウイルス感染症拡大防止による小学校の臨時休業等により、令和 2 年 3 月 2 日から 3 月 24 日まで及び令和 2 年 4 月 8 日から 5 月 31 日までの間に預かりの援助を受けた方	新型コロナウイルス感染症に伴う小学校の臨時休業等によりファミリーサポートセンター事業を利用した方に対し、利用料に相当する補助金を交付することにより経済的支援を行います。 申請が必要です。対象期間に利用された方はお問い合わせください。	私立保育幼稚園課 TEL：072-841-1471 FAX：072-841-4319
保育料（利用者負担額）の減額（還付）	①園児本人または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間（療養期間及び健康観察期間等）中、登園さ	以下の場合に保育料（利用者負担額）を国の基準に基づき日割り計算の上、還付します。 ①園児本人または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間（療養期間及び健康観察期間等）中、登園されなかつ	保育幼稚園入園課 TEL：841-1472 FAX：841-4319

	れなかった場合 ②保育所（園）等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休園となった場合において、市からの家庭保育協力要請等にご協力いただき、登園されなかった場合の、いずれかに該当する場合	た場合 ②保育所（園）等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休園となった場合において、市からの家庭保育協力要請等にご協力いただき、登園されなかった場合の、いずれかに該当する場合 ※保育料（利用者負担額）の減額は月ごとに行い、登園を控えた日数に応じて日割り計算となります。 ※円滑な精算事務を行うため、保育料（利用者負担額）については、一旦満額をお支払いいただくこととなります。 ※手続きについては、市のホームページでご案内しています。	
市営自転車駐車場の4・5月定期券のキャンセル及び購入	新型コロナウイルス感染症の影響により、4・5月分の自転車駐車場の定期券をキャンセルする方及び定期券の購入手続きが必要な方	新型コロナウイルス感染症の影響で、自転車駐車場の4・5月分の定期券をキャンセルする方は還付いたします。また、4・5月分の定期券の支払いに出来ない方は支払いの手続きを延長いたします。なお、次回に自転車駐車場を利用された時に、手続きをお願いします。	交通対策課 TEL：050-7102-6530 FAX：841-4605
水道料金等の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等の支払いなどが困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料等の支払いが困難な方に支払い期限を延長します。	上下水道局 お客さまセンター TEL：848-5518 FAX：898-7760
公共料金の支払い	新型コロナウイルス感染症の影響により、公共料金の支払いなどが困難な方	大阪ガス 午前9時から午後7時（月～土） 午前9時から午後5時（日・祝） TEL：0120-078-071 関西電力（関西電力コールセンター） 午前9時から午後6時（平日） 電気料金 TEL：0800-777-8810 ガス料金 TEL：0800-777-7109 NTT（NTT ファイナンス料金センター） 午前9時から午後5時（平日） TEL：0800-333-5550 NHK（NHK 大阪中央営業センター） 午前10時から午後5時（平日） TEL：06-6937-9000	

● 相談窓口

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）	感染予防、体調や医療機関受診のタイミング等についての一般的な相談の方	日常生活での感染予防方法や、健康及び体調・医療機関受診のタイミング等に関する一般的な相談 ○相談・受診の前に心がけていただきたいこと ・発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。 ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日体温を測定して記録しておく ・基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。	電話相談窓口（コールセンター） TEL：841-1253 FAX：841-5711
新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）	新型コロナウイルス感染症を疑われる方	○土日や夜間など、病院が閉まっているとき ○受診する病院についてどこに聞いたらいいかわからないとき 等 上記の相談をお伺いします。	新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター） TEL：841-1326

		※発熱など感染を疑われる症状がある場合は、かかりつけ医や地元の診療所で診察を受け、医師の判断により直接 PCR 検査を受けられるようになっています。 まずはかかりつけ医やお近くの医療機関に電話で相談ください。	FAX : 841-5711
新型コロナワクチン予約・相談コールセンター	新型コロナワクチンについて予約・相談される方	接種の手続きや予約等に関する問い合わせに対応。 ※国からのスケジュールに従い、順次、接種券を発送します。接種券が届いてから、予約することができます。(5月以降受付開始予定)	新型コロナワクチン予約・相談コールセンター TEL : 0570-056-795 (ナビダイヤル) FAX : 894-8031
18 歳未満の子どもに関する様々な相談	0 歳～18 歳未満の子ども、親等	18 歳未満の子どもを養育する家庭の育児不安や家族関係、子どもの発達、子どものことに関すること、児童虐待等様々な相談 月～金曜日（午前 9 時から午後 5 時 30 分、祝日、年末年始除く）面接は要予約	子どもの育ち見守りセンター（子ども家庭相談担当） TEL : 050-7102-3221 FAX : 846-7952
生活支援コールセンター	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方など	新型コロナウイルス感染症対策による雇用調整等により急激に減収した人などの生活支援などの相談 開設時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分（平日のみ）	生活支援コールセンター TEL : 841-1406 FAX : 841-5711
男女共生フロア・ウィルの相談（女性のための面接相談・法律相談・電話相談、男性のための電話相談）	女性のための面接相談、法律相談、電話相談、男性のための電話相談を希望される方	女性のための面接相談、法律相談は要予約。 予約受付時間：平日及び第 1 土曜日 9 時～17 時半（ただし、火・木は 20 時まで、第 1 土曜日以外の土日祝除く）	男女共生フロア・ウィル TEL : 843-5636 FAX : 843-5637
枚方人権まちづくり協会「人権なんでも相談」	人権相談を希望される方	枚方人権まちづくり協会では、不当な差別やいじめ等の人権侵害を受けた場合などの「人権なんでも相談」を受け付けています。 TEL : 844-8788 平日午前 9 時～午後 5 時 30 分 ※第 1 水曜・第 4 木曜は午後 0 時 45 分～午後 5 時 30 分	特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会 TEL : 844-8788 FAX : 844-8799 人権政策室 TEL : 841-1259 FAX : 841-1700
配偶者からの暴力 (DV) の相談	配偶者からの暴力 (DV) 被害に遭われている方	新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどにより DV の増加・深刻化が懸念されることから、内閣府はメール、チャット、電話で相談できる「DV 相談+（プラス）」を実施しています。10 か国語に対応。メールと電話は 24 時間受付、チャットは正午から午後 10 時まで。 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」でも平日午前 9 時～5 時半まで電話相談・面接相談ができます。	DV 相談+（プラス） https://soudanplus.jp 0120-279-889 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」 050-7102-3232
新型コロナウイルスに関する電話法律相談	新型コロナウイルスの感染拡大で法律問題を抱えるすべての方	新型コロナウイルスに関する法律問題全般に弁護士が無料で電話相談（午前 10 時から午後 4 時、土日祝日を除く） ●労働問題、経営問題、貧困問題、家庭問題、消費者問題、学校の問題、差別の問題等、新型コロナウイルスに関する法律問題全般	大阪弁護士会 TEL : 06-6364-2046

新型コロナウイルス関連支援等情報一覧（事業者向け）

● 支援制度（貸付・助成金・支援金・給付金）

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定（セーフティネット保証4号）	最近 1 か月間の売上高等が前年同月比で 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同月比で 20%以上減少することが見込まれる中小企業者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したことへの資金繰り支援措置としてセーフティネット4号が発動され、一般保証とは別枠で保証が利用可能となります。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく認定（セーフティネット保証5号）	国が指定する業種に属する事業を行い、最近 3 か月の売上高等が前年同月比で5%以上減少している中小事業者	業績の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、一般保証の保証限度額とは別枠で 80%保証が行われます。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278
危機関連保証制度（新型コロナウイルス関連融資）	最近 1 か月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少することが見込まれる中小企業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既の実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証が発動され、一般保証及びセーフティネット保証とは別枠となる 100%保証が利用可能となります。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278
地域公共交通における感染拡大防止対策事業費補助	市内に営業所を置くバス及びタクシー事業者	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、ビニールカーテン、消毒剤その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策に資すると認められる物品の購入及び備付けを、令和 2 年 4 月 7 日以後の日に行われた経費について補助金を交付。 ・路線バス 1 台につき 2 万円を上限 ・タクシー 1 台につき 1 万円を上限。 ・1 車両 1 回限り	交通対策課 TEL：050-7102-6531 FAX：841-4605
小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）	労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、保護者である労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に助成（支給額：対象労働者に支払った賃金相当額×10/10）日額上限 15,000 円に引き上げ（6 月 12 日付）	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター TEL：0120-60-3999 午前 9 時から午後 9 時 土日・祝日含む
小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	小学校等の臨時休業等により、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金を支給（業務委託契約等の要件あり） 就業できなかった日について 1 日当たり 4,500 円（定額）（令和 2 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで間は 7,500 円（定額）、6 月 12 日付）	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター TEL：0120-60-3999 午前 9 時から午後 9 時 土日・祝日含む
雇用調整助成金の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成（一定の要件を満たす場合は 10/10 に拡充、1 人あたり 15,000 円に引き上げ、6 月 12 日特例措置） また、小規模事業主（従業員が概ね 20 人以下）については実際に支払った休業手当から助成額を簡易化に算定で	雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 午前 9 時から午後 9 時 土日・祝日含む

		きるようになるなど、各種手続きが簡素化されています。	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により事業主が休業させた中小企業の労働者、大企業のシフト労働者等	休業前賃金の80%（日額上限 11,000 円）で休業実績に応じて支給されます。 申請期限：中小企業の労働者（休業期間：令和2年10月～12月）は令和3年5月31まで、中小企業の労働者（休業期間：令和3年1月～4月）及び大企業のシフト労働者等（休業期間：全対象期間）は令和3年7月31日まで	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15
大阪府雇用促進支援金	大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している民間人材サービス事業者の求人特集を通じて、令和2年4月1日以降に失業状態になった大阪府内に住所を有する求職者を雇い入れ、3か月継続して雇用した事業主。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大阪府内の雇用情勢が悪化している状況において、事業主による労働者の雇用の促進を図り、もって失業者の早期の就業に資するため、求職者を雇い入れ、3か月継続して雇用している事業主に対し、雇用等に要する費用を支給。	大阪府雇用促進支援金事務局 TEL：06-4794-7050 (平日 9:30～17:30)
クラウドファンディングによる地域飲食店応援プロジェクト	北大阪商工会議所会員である飲食店（未入会の飲食店が参加希望の場合、北大阪商工会議所への入会が必要）	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営を余儀なくされている飲食店を応援するもの。参加登録した店舗に対し、市民等が支援したい店舗・支援金額を選択すると、10%プレミアのついた食事券が発行される。 参加店舗の募集：令和2年6月23日（火）まで 支援の申し込み：令和2年6月30日（火）23時まで 支援の実施期間：令和2年7月6日（月）から半年間（予定）詳細は、北大阪商工会議所のホームページ参照。	北大阪商工会議所 中小企業相談所 きらら事務局 TEL：843-5154 FAX：841-0173
大阪府営業時間短縮協力金（第2期）	緊急事態宣言が延長されたことに伴い、令和3年2月8日から2月28日の21日間、営業時間短縮の要請に全面的に協力した飲食店等。（大阪府感染防止宣言ステッカーの導入が必要）	（1）令和3年2月8日から2月28日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり 126 万円（1日あたり6万円×21日間） （2）令和3年2月8日から閉店日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり 6 万円×[令和3年2月8日から閉店日までの日数] ※閉店日は2月8日から2月27日までの間とします。また、閉店日当日も支給の対象となります。 （3）開店日から令和3年2月28日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり 6 万円×[開店日から令和3年2月28日までの日数] ※開店日は2月9日から2月28日までの間とします。また、開店日当日も支給の対象となります。 申請受付期間は2021年3月8日から5月14日まで。原則として「大阪府営業時間短縮協力金システム」からオンライン申請。	大阪府営業時間短縮協力金コールセンター 9:00～17:00 まで（平日、土曜日のみ） TEL：06-6210-9525
緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	2021年1月の緊急事態宣言の再発令により、飲食店の時短営業や、不要不急の外出・移動の自粛により、売上高が50%以上減少した中小法人・個人事業者等	緊急事態宣言の再発令により、飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けており（緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または緊急事態宣言の発令地域における外出・移動の自粛の直接的な影響を受けていること）、2019年比または2020年比で、2021年1月、2月または3月の売上高が50%以上減少している中小法人・個人事業者が対象です。 支給額は、2019年または2020年の1月～3月の合計売上高から、2021年の1月2月または3月のいずれかの月の売上高の3倍を引いた額で、中小法人等は上限 60 万円、個人事業者等は上限 30 万円です。 なお、都府県の営業時間短縮の要請に関する協力金の支給対象となる飲食店については、一時支援金の支給対象	一時支援金事務局 相談窓口 8:30～19:00（平日・土日祝全日） TEL：0120-211-240 03-6629-0479（IP電話専用）

		外となる場合があります。 申請は 2021 年 3 月 8 日から 5 月 31 日までで、一時支援金事務局ホームページから Web 申請により行います。 Web 申請が困難な方のために、申請サポート会場が設けられています。利用の際は事前に来訪予約が必要です。 予約電話番号：0120-211-240 大阪会場：大阪市中央区大手前 1 - 7 - 31 OMM ビル 16 階（開場時間：9:00～17:00、土曜祝日除く）	
--	--	---	--

● 相談窓口

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
中小企業・小規模事業者に対する総合相談窓口	新型コロナウイルスの影響を受けている、市内の中小企業・小規模事業者	市内事業者支援の一環として、国・府等で行っている各種支援策の最新情報を提供するとともに専門のアドバイザーを設置し、相談に対応します。あわせて、地域活性化支援センターでは、社会保険労務士・中小企業診断士などの専門知識を持ったアドバイザーが無料で相談に応じる経営相談窓口を開設しています。ご利用の際は事前に電話またはセンターのホームページ内お問い合わせフォームからご予約ください。	商工振興課 TEL：841-1381 FAX：841-1278 地域活性化支援センター TEL：050-7105-8080
新型コロナウイルスに関する電話法律相談	新型コロナウイルスの感染拡大で法律問題を抱えるすべての方	新型コロナウイルスに関する法律問題全般に弁護士が無料で電話相談（午前 10 時から午後 4 時、土日祝日を除く） ・労働問題、経営問題、貧困問題、家庭問題、消費者問題、学校の問題、差別の問題等、新型コロナウイルスに関する法律問題全般	大阪弁護士会 TEL：06-6364-2046

新型コロナウイルス関連支援等情報一覧（総合情報）

● 対応期間を延長するもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
住民異動届の期間延長	住民異動届の届出者	14 日以内に行う必要のある転入・転居・世帯主変更などの届出について、新型コロナウイルス感染予防のため 14 日を経過した届け出について、期間内の届出と同様の扱いとします。海外からの転入も同様とします。	市民室 TEL：841-1309 FAX：841-3039
マイナンバーカードの継続利用における転入届の期間延長	マイナンバーカードをお持ちの転入された方	マイナンバーカードを所持している人が転出届をしたものの、転出予定日を 30 日経過しても転入届を行わなかった場合は、マイナンバーカードは失効することとされていますが、当分の間は、転出予定日の 60 日後まではマイナンバーカードを失効させず、継続利用の手続きができます。	市民室 TEL：841-1309 FAX：841-3039
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限延長	マイナンバーカードをお持ちで電子証明書の有効期限が近づいた方	現在、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が近づいた方に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から有効期限のお知らせに関する通知書を郵送しています。 有効期限が過ぎた場合、コンビニ交付などの利用ができなくなるため更新手続きが必要ですが、有効期限が過ぎてしまった後でも新しい電子証明書を発行することができます。	市民室 TEL：841-1309 FAX：841-3039
個人市・府民税の申告期限の延長	個人市・府民税の申告者	所得税の確定申告期限が令和 3 年 4 月 15 日（木）まで延長されたことに合わせて、令和 3 年度の個人市・府民税の申告期限を当初の令和 3 年 3 月 15 日（月）から令和 3 年 4 月 15 日（木）までに延長します。	市民税課 TEL：841-1353 FAX：841-3039
法人市民税の申告・納付期限の延長	法人市民税の申告者	やむを得ず期限内に申告・納付することが困難な場合は、申請により、その期限を延長することができます。	市民税課 TEL：841-1352 FAX：841-3039
事業所税の申告・納付期限の延長	事業所税の申告者	やむを得ず期限内に申告・納付することが困難な場合は、申請により、その期限を延長することができます。	市民税課 TEL：841-1352 FAX：841-3039
児童手当、特例給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当の各種申請の期間延長	児童手当等の受給者、受給申請者	緊急事態宣言の終了後から 15 日以内に申請いただければ、各申請手続きをすることができなくなった日の属する月に申請があったものとします。 但し、特別児童扶養手当においては事前相談必要。	年金児童手当課 TEL：841-1408 FAX：841-3039
精神障害者保健福祉手帳更新時の診断書提出猶予について	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	令和 3 年 3 月 1 日以降に、手帳の有効期限を迎える方で、診断書の取得が困難な方について、当面の間、診断書の提出を猶予して手帳を更新します。また、既に診断書の提出猶予を受けて、手帳を更新してから 1 年を経過する方についても、当面の間、猶予期間を延長します。 ※詳細は、お問い合わせください	福祉事務所 障害福祉担当 TEL：841-1457 FAX：841-5123
特定医療費（指定難病）助成制度の受給者証有効期間の延長について	特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方	新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までに受給者証の有効期間が満了した方については、受給者証の有効期間が 1 年間延長となっています。 有効期間の満了日が令和 2 年 12 月 31 日の受給者証については、令和 3 年 12 月 31 日まで使用することができます。（原則有効期間を延長した受給者証の発行はありません）	保健予防課 TEL：807-7625 FAX：845-0685

小中学校就学援助制度申請の取扱い変更	小中学校就学援助制度の申請者	5月16日以降の途中申請について、これまでは申請された月から支給対象としていましたが、令和2年度就学援助制度については、申請時期に関わらず、当面の間、認定者は4月分からの支給対象とします。他市町村からの転入者については、これまでどおり転入月から支給対象とします。特別事情による申請については、事実発生月からの支給対象を基本とします。	教育支援室 (学校支援担当) TEL：050-7105-8044 FAX：851-2187
--------------------	----------------	--	--

● 郵送・電話等の対応が可能となったもの

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
被災届出証明書について	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震または火事等による被害を受けた方	被災届出証明書の申請については、「被災届出証明発行申請書」に必要書類を添付し郵送していただければ受付します。	危機管理室 TEL：841-1270 FAX：841-3092
災害見舞金品等の申請について	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震または火事等による被害を受けた方 ※感染症による罹患は対象外	「災害見舞金品等受給申請書」に必要書類を添付し郵送していただければ受付します。郵送による受付を希望される場合は必ず事前にご相談下さい。 ※感染症による罹患は対象外	危機管理室 TEL：841-1270 FAX：841-3092
校区自主防災活動に係る相談や手続について	校区の自主防災組織活動をされている方	校区自主防災活動に関するご相談や手続き等については、電話、メール、FAXで対応します。「自主防災組織訓練実施届」は郵送での受付も可能です。	危機管理室 TEL：841-1270 FAX：841-3092
広報ひらかた短信コーナーの利用登録	広報ひらかたの短信コーナーに催しや会員募集の案内を載せたい方	広報ひらかた短信コーナーの利用登録は、新規・更新ともに、原則、郵送またはFAX、電子メールで受付します。	広報プロモーション課 TEL：841-1258 FAX：846-5341
自己情報開示等請求書の提出	自己情報開示等請求をしようとしている方	自己情報開示等請求書の提出については、本人確認を適切に行うため、本人が窓口で行うこととしていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による提出を受け付けます。請求書に添付が必要な本人確認書類等については、郵送前にお問合せください。	コンプライアンス推進課 TEL：841-1294 FAX：841-3039
国民健康保険・後期高齢者医療保険に係る手続の郵送・電話対応	国民健康保険・後期高齢者医療保険に係る手続が必要な方	以下の手続を除き、郵送・電話での対応が可能です。 ・国民健康保険加入手続 ・即日交付を希望する国民健康保険証、高齢受給者証の再発行手続 ・即日交付を希望する後期高齢者医療被保険者証の再発行手続 ・助産制度を利用している場合の出産育児一時金受付	国民健康保険室 (国民健康保険担当) TEL：841-1403 FAX：841-3716 (後期高齢者医療担当) TEL：841-1334 FAX：846-2273
医療証交付申請の郵送受付	重度障害者医療・老人医療(経過措置)・ひとり親家庭医療・子ども医療などの医療証に関する手続が必要な方	ひとり親家庭医療の以下の手続を除き、郵送での対応が可能です。 ・医療証の新規交付申請 ・保険変更以外の変更届け出 ・資格喪失届け出	医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039
医療費助成申請の郵送受付	重度障害者医療・老人医療(経過措置)・ひとり親家庭医療・子ども医療などの医療費助成に関する手続が必要な方	各医療費助成の助成申請については郵送での対応が可能です。	医療助成課 TEL：841-1359 FAX：841-3039
軽自動車税(種別割)の減免申請手続き	・身体・知的・精神障害者で一定の条件を満たしている方の所有、使用する軽自動車等 ・生活保護法に基づく生活扶助を受けている方の所有、使用する軽自動車等 ・身体障害者等の利用のため、	郵送による受付を行います。申請期間は軽自動車税(種別割)納税通知書が届いてから、納期限の5月末日(休日の場合は翌開庁日)までとなります。(消印有効)詳しくは電話にてお問い合わせください。	市民税課 TEL：841-1352 FAX：841-3039

	構造変更を加えた軽自動車等 ・公益のため、直接専用する軽自動車等		
個人市・府民税の申告	令和3年1月1日現在、市内に住所があり令和2年中に給与収入があった方で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方や、給与以外の収入があった方。公的年金収入があった方で、年金の源泉徴収票の記載内容に変更がある方や医療費控除や生命保険料控除等の追加控除がある方、公的年金以外の収入があった方。営業所得、不動産所得等の収入があった方。 (税務署に所得税の確定申告書を提出された方は除く)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送での申告をお願いします。 枚方市ホームページの市・府民税申告書作成コーナーにて申告書が作成できますので、プリントアウトのうえ収入や控除の内容のわかる添付資料とともに郵送してください。	市民税課 TEL：841-1353 FAX：841-3039
原動機付自転車（排気量125cc以下）等の廃車申告	原付バイクを所有している個人または法人	以下の書類等を市民税課軽自動車担当宛に郵送ください。 ・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（ホームページからダウンロードできます。郵送可）・標識（ナンバープレート）・原動機付自転車申告済証・返信用封筒 詳しくは電話にてお問い合わせください。	市民税課 TEL：841-1352 FAX：841-3039
成年後見利用支援事業に関する申請の郵送受付	市長申し立てによる成年後見制度利用支援事業の手続きをする後見人	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則、申請等について郵送対応とします。	福祉事務所 健康福祉総合相談担当 TEL：841-1401 FAX：841-5711
ひらかた高齢者 SOS キーホルダー配布の郵送受付	枚方市内に住所を有する65歳以上の方等	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来庁を要する申請等について郵送対応可能とし、対象者自宅へ郵送します。（各地域包括支援センターでも同様に対応）	福祉事務所 健康福祉総合相談担当 TEL：841-1401 FAX：841-5711
障害福祉サービス（障害児通所支援を含む）の利用に関する各更新申請	障害福祉サービス（障害児通所支援を含む）の利用に関する各更新申請が必要な方	障害福祉サービス（障害児通所支援を含む）の利用に関する各更新申請について、障害福祉担当より更新案内を送付している方については、郵送でも受付を行います。（郵送時の事前連絡は不要です。）	福祉事務所 障害福祉担当 TEL：841-1457 FAX：841-5123
日常生活用具の給付	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者、難病患者等で日常生活用具の購入を考えられている方。	各用具によって要件がありますので、福祉のてびき26～33ページ参照の上、事前に電話にてお問合せください。	福祉事務所 障害福祉担当 TEL：841-1457 FAX：841-5123
精神障害者保健福祉手帳の新規申請	精神障害者保健福祉手帳を初めて申請される方	申請書に、写真とかかりつけの医師の診断書、または、障害年金等の証書を添えて、郵送での申請を受付します。郵送での申請を希望される場合は、事前に電話にてお問合せください。	福祉事務所 障害福祉担当 TEL：841-1457 FAX：841-5123
有料道路通行料金の障害者割引の手続き	令和3年1月15日から当面の間、新規、変更、更新手続きを行う方	令和3年1月15日から当面の間、郵送での手続きを受付します。郵送での手続きを希望される場合は、事前に電話にてお問合せください。	福祉事務所 障害福祉担当 TEL：841-1457 FAX：841-5123

介護保険の各種申請、手続きの郵送・電話対応	介護保険の申請、届出等が必要な市民等	介護保険に関する申請や届出については、平時より電話や郵送で手続きができるようになっていますが、改めてホームページで周知を行っています。ご不明な点はお電話でお問い合わせいただき来庁を控えていただくようお願いしています。	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当) TEL：841-1460 FAX：844-0315
「ひらかた元氣くらわんか体操」のDVD・CD配付に関する郵送・FAX受付	枚方市内に住所を有する65歳以上の方等	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ひらかた元氣くらわんか体操DVD・CDの使用申し込みは郵送もしくはFAXでの受付可能となりました。なお、書類に記入漏れがあった場合は、ご連絡させていただく場合がございます。	地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当 TEL：841-1458 FAX：840-4496
妊娠届出手続き及び母子健康手帳交付に関する郵送受付	枚方市内に居住する妊婦	新型コロナウイルス感染症対策のため、妊娠届出時に提出される申請書、届出書等について郵送による提出も可能とします。	地域健康福祉室(母子保健担当(保健センター)) TEL：840-7221 FAX：840-4496
来庁を要する申請・届出等について	介護サービス事業者等 障害福祉サービス事業者等	来庁を要する申請・届出等につきましては、当面の間、郵送による提出を可能とします。 必要書類を揃え、郵送する前に必ず電話にてご連絡ください。	福祉指導監査課 TEL：841-1467(障害) 841-1468(介護) FAX：841-1322
保育所等の認定にかかる変更申請や要件確認書類の郵送受付	・保育所等の認定要件や住所等を変更される方 ・各申請にかかる確認書類を提出される方	保育所等の認定にかかる変更申請や、要件確認書類の提出については、郵送で受付します。必要書類等については電話でお問い合わせください。 なお、保育所等の新規申請、第一希望園の変更、転園申請は、原則として窓口で受付させていただきます。	保育幼稚園入園課 TEL：841-1472 FAX：841-4319
枚方市公害防止条例、大気関係法令、水質関係法令等の環境指導課における各種届出等の郵送受付	環境指導課における届出手続きが必要な方	感染拡大防止の観点から、各種届出について郵送並びにメールでの対応を主としますので、事前にお問い合わせ下さい。	環境指導課 TEL:050-7102-6014 FAX:849-1206
都市計画課における申請・届出手続きに関するE-mail受付(郵送可)	都市計画課における申請・届出手続きが必要な方	各種申請・届出等の手続きをE-mailにて受付します。引き続き郵送でも受付しますので、不明な点等があればお問い合わせください	都市計画課 TEL：841-1414 FAX：841-4607
①屋外広告業の登録 ②屋外広告物の許可申請等	①屋外広告業の登録等の届け手続きが必要な方 ②屋外広告物の許可申請等の手続きが必要な方	各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL：841-1478 FAX：841-5101
景観法に基づく届出	・届出の対象となる行為を行う方	各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL：841-1478 FAX：841-5101
耐震診断(木造住宅以外)補助制度	・対象物の所有者	各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL：841-1478 FAX：841-5101
被相続人居住用家屋等確認書の交付申請	対象となる空き家及び土地の相続人	各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL：841-1478 FAX：841-5101
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業各種手続き	セーフティネット住宅の登録等の手続きが必要な方	各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL：841-1478 FAX：841-5101
サービス付き高齢者向け住宅事業登録等各種手続き	サービス付き高齢者向け住宅事業登録等各種手続きが必要な方	各種申請・届出等の手続きについては、まず、電話にてお問合せいただき極力郵送等で事務処理できるよう対応します。	住宅まちづくり課 TEL：841-1478 FAX：841-5101

開発調整課における協議・届出手続きに関する郵送受付	開発調整課における協議・届出手続きが必要な方	建築行為等の事前協議（条例 15 条）、建築基準法の許可、認定に伴う事前協議（条例 16 条）、共同住宅等の建築に伴う協議（条例 17 条）、中高層建築物建築協議（条例 18 条）について郵送でも受付	開発調整課 TEL：841-1432 FAX：841-5101
審査指導課における申請・届出手続きに関する郵送受付	審査指導課における申請・届出手続きが必要な方	審査指導課に提出される申請書、届出書等について郵送による提出も可能とします。なお、郵送を希望される場合は、事前に問合せを行ってください。	審査指導課 TEL：841-1438 FAX：841-5101
審査指導課における中間・完了検査申請手続き等に関する郵送受付	審査指導課における中間・完了検査申請手続き等が必要な方	中間・完了検査申請等について、郵送でも受付を行います。検査日まで日数を要する場合がありますので、郵送による受付を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。	審査指導課 TEL：841-1438 FAX：841-5101

● お知らせ（縮小しているもの）

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
保育幼稚園入園課の窓口業務	保育所等の申請をはじめ、保育幼稚園入園課での手続きが必要な方	緊急事態宣言終了後当面の間、以下の取り扱いとします。 ・取扱業務は限定しませんが、保育所等の申請を伴うご用件（保育所の新規申請、第 1 希望園の変更、転園の申し込みなど）以外は郵送での取り扱いも可能です。窓口の混雑を避けるため、できる限りご協力をお願いいたします。 ・窓口での過密状態を避けるため、受付窓口の数を縮小するとともに、ご相談時間は最大 40 分程度とさせていただきます。	保育幼稚園入園課 TEL：841-1472 FAX：841-4319

● 注意喚起

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課等
ご家庭でのごみの捨て方	新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がおられる家庭	鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけてください。	減量業務室 TEL：849-5374 FAX：848-1821